

(別紙)

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 保育園の理念・保育方針・保育目標が明文化されており、市のホームページ、保育園の案内、重要事項説明書に記載されている。保護者には入園説明会や保護者説明会において説明し、玄関と事務室、各保育室に掲示して来園者にも周知を図っている。職員には新年度準備日に園長が説明を行うとともに、毎日朝礼時に全職員で唱和して理解の徹底を図っている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 園長は、全国保育協議会の研修会に参加し、国の動向などを把握している。また、宇都宮市の行政説明を聞く機会を利用し、市の総合計画「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」等から経営環境を把握・分析している。また、市の施設長連絡会において子ども部の方策・取組・課題等の説明を聞く機会があり、これらの情報を職員会議等で説明し、資料を回覧またはファイルにして閲覧できるようにして、職員にも周知を図っている。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 前項で把握・分析された経営課題をさらに保育園の組織目標管理シートに落とし込んでいる。園長および各正規保育士はこの組織目標を基に個人目標シートを設定し、具体的に取り組んでいる。</p>		

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 中・長期的なビジョンや基本計画は「第6次宇都宮市総合計画」において示されており、保育事業関係では「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」、「宇都宮市子ども・子</p>		

<p>育て支援事業計画」が策定されている。少子・超高齢社会の進行の課題分析と子育て支援の策定がなされており、これらの中でなかよし保育園の位置する河内区域の人口動態の分析と対処方針も計画されている。これらの内容は施設長連絡会で説明され、園長から職員に職員会議等で周知している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 中・長期計画を反映した単年度の「保育の内容に関する全体的な計画」(以下「全体的な計画」と略記)を作成しており、新保育所保育指針に基づき、その計画は保育その他の内容を組織的、計画的に構成したものになっている。また、「全体的な計画」に基づき、保健計画、食育計画、体づくり計画が作成されている。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント> 職員会議で年間の事業計画を策定し、実施した事業については随時職員会議等で評価・見直しを行い、次年度の事業計画に反映させている。さらに主な事業は新年度準備日において内容の確認や実施日等の検討を行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
<p><コメント> 入所説明会や保護者説明会の際に、年間の予定表を配布し説明している。さらに事業実施時に毎月発行の「園だより」やクラス入口のお知らせボードに掲示するなどで活動内容の周知を図っている。保護者に配布する行事のお知らせでは活動内容の要点を記し、運動会のお知らせでは園内案内図や配置図、駐車場の案内図等を図示するなど、分かりやすい説明を工夫し、保護者の参加を促す内容にしている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<p><コメント> 年齢毎の年間指導計画および月間指導計画、年間食育計画、体づくり計画に反省・評価の欄を設けて次年度・次月の計画作成に反映させるなど、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に向けた取組を実施している。さらに、第三者評価(前回平成21年度)と市の内部評価(前回平成24年度)を約5年毎に受審、保育士自己評価チェックリストを計画的(年2回)に実施するなど、組織的に保育の質の向上に向けた体制を構築している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」および年齢毎の年間指導計画等については、年度中間に評価、見直しを行い、後半の計画との整合を図っている。年度末には再評価を行い、次年度の計画に反映させている。園内研修において、各自が行った自己評価をもとに、保育士(個人)と</p>		

して、さらに保育所（組織）としての課題を確認している。保育主任が自己評価結果を集計し、保育所として取り組むべき課題を明確にして次年度の計画に反映させ、更に園内研修の内容へ繋げるなど、計画的に改善策を実施している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 園長の職務内容は運営規程に記されており、職員に新年度準備日に園長としての役割と責任について表明している。園長は、昨年度の園内研修において、職員全員を対象にした「保育所保育指針の改定について」の内容説明の中で園長の責務について説明している。また、各種安全・健康管理マニュアル（事故緊急時対応マニュアル、災害時避難マニュアル、感染症マニュアル等）に具体的な園長の役割を記している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 園長は保育園管理者向けの研修会に参加するとともに、関連する出版物等に目を通すなど、厚労省の行政説明の情報を積極的に集めて法令等の理解に努めている。また、必要に応じて遵守すべき法令等の研修内容を職員会議等で職員に周知している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 園長のリーダーシップのもとに、各クラスの常勤職員が複数で月毎の指導計画案を直接パソコン上で作成し、指導計画会議でクラス間のチェック・連絡・調整を行って次の指導計画を作成しており、保育の質の向上に繋がっている。また、園長は職場懇談会を年2回開催して職員の意見を聴取するとともに、全職員と個別面接を行って意見等を聞く機会を設け、自己評価の弱い項目のある職員には関連の研修に積極的に参加させるなど、保育の質の底上げを図っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 人事、労務、財務等は市の管轄であり、園長は裁量の範囲内で、保育の内容の充実・安全の確保・保育士の負担軽減（本来の保育業務に主力を注ぐため）等の3本の柱を掲げ、費用対効果に配慮して予算の執行をしている。安心・安全を第一に考え、保育業務の実行に支障のないように、更新の必要な備品の購入や施設設備の修繕等は市の保育課に依頼している。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 職員採用や配置等の人事管理は市の人事課の管轄である。宇都宮市職員研修計画に基づき職員の育成を行うとともに、園の研修計画に基づき研修に積極的に参加させ、職員の育成を行っている。また、非正規職から正規職への採用は市の採用試験（年齢制限あり）の他に経験枠による採用の道もある。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 園長が正規職員と個別面接を行い、市の人事評価制度に基づく公平な評価システムにより評価が行われている。その結果は園長から正規職員にフィードバックされている。嘱託職員については園長が個別面接を行い、継続希望等を聞いてそれらを保育課に伝えている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント> 常勤職員には年休と夏季休暇、特別休暇がある。園長は夏期休暇の取得を促していて対象者全員が6日間の休暇を取得している。市の方針で、毎週水曜日にはノー残業デーを設定し、定時退勤に努めている。職員が子どもの病気・行事等で休む時には主任が代わりに務めるなどワークライフバランスに配慮している。調査表方式のメンタルヘルスチェックを年1回実施するとともに、メンタルヘルス相談が開設されており、これらの内容は守秘されている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 職員一人ひとりと話し合いの上で個人別に目標管理シートを作成し、職位に応じた目標やその克服ポイントを具体化している。また、9月に中間、12月に進捗確認し、園長が個人面接して自己評価と目標達成の確認を行い、職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 市が職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定しており、それに基づき園の年間研修計画を作成し、教育・研修が実施されている。食物アレルギーや支援児対応等の保育士や、目標管理シートで克服ポイントのある保育士はそれぞれ関連した研修に参加させている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 新任職員に対し市の2週間の新採用職員研修の後、現場でOJTを行っている。OJTは、同じクラスの正規職員により子どもへの接し方から週日案の書き方、保護者対応等</p>		

<p>を含め保育に必要な技術の訓練を行っている。新任職員を指導する OJT サポーターには予めサポーターの心得やストレスマネジメント等の市の研修（1日）を受講させている。また、過去の研修履歴を主任が管理し、本人の希望も考慮して研修計画を作成し、研修参加時には代替えの職員を配置して研修に参加しやすいように配慮している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 実習生受け入れマニュアルに基づき、事前に大学等の依頼元と実習内容などの事前打ち合わせを行い、実習生学習プログラムを作成しており、積極的に実習生を受け入れている。今年度は7大学から7人受け入れ、各年齢児をローテーションし、実習生の目的に応じた部分実習、責任実習などの体験を実施し、実習終了後には、反省会で疑問・質問への応答や評価・アドバイス等を行って実習生の教育・育成に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画等は市のホームページ等に公開されている。予算と決算は市の教育予算・決算として公開されている。市の規定で第三者評価と第三者評価の手法を用いた内部評価を概ね5年に1回受審することになっており、園は平成21年度に第三者評価を、平成24年度に内部評価を受審しており、第三者評価結果はホームページに公開されている。内部評価は市の公立保育園には公開されており、園の保護者へは概要が掲示される。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 園の事務、経理、取引等は市の保育課および理財部を通して行われている。市の定例監査（2年毎）および包括外部監査が定期的実施されている。直近の定例監査は平成30年度に行われており、また、平成23年度に行われた包括外部監査の中で保育園を含む監査が行われており、事務や現金の取扱等が適切に行われていることが確認されている。これらの監査結果は市のホームページで公開されている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント> 地域活動事業として世代間、異年齢児交流を行っている。世代間交流として、一人暮らしの老人とのふれあい交流会や運動会、やきいも会に祖父母を招待するなどの活動を行っている。異年齢児交流として、夏祭りや人形劇、お店屋さんごっこ等に卒園児や地域</p>		

<p>の幼児を招待し、交流している。また、近隣の農家等の支援のもと、サツマイモの苗植えと収穫、イチゴ狩り、ブルーベリー摘み、ニラ狩り等を行い、食育活動に繋げている。これらの園での取組や活動の様子を地域だよりで紹介し、地区センターやコミュニティープラザ、児童館、図書館等に配布している。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> ボランティア実施の手引きを作成して受入れに対する基本姿勢を明確にしている。保育士OBのボランティアが「歌ってあそぼう」を、地域のボランティアが「絵本の読み聞かせ」を両者各月1回実施している。次世代育成の取組として園長が近隣の中学校3校に呼びかけて、中学生と乳幼児のふれあい体験を行っている。また、中学生には「宮っこチャレンジ」で、高校生にはインターンシップでの職場体験を受け入れ、地域の学校教育等への協力を行っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 育児相談一覧・関係機関一覧を作成して関係機関等との連携が適切に行われるよう職員間で情報の共有が行われている。河内地区子育て支援ネットワーク会議に参加し、子育てに関する地域の課題全般について情報交換している。関係機関からの紹介による一時預かりや在園する児童を専門機関に繋ぐなど、適切な対応を行っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 子育てサロンや一時預り事業を併設しており、利用者が七夕、お月見会、ひな祭りなど園の季節の行事や避難訓練に参加する機会を設けている。出張サロンとして地域の子育てサークルを支援している。また、市広報で募集し、年2回、3歳未満児を対象とした保育園体験「わくわく保育園体験」を実施している。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 子育てサロンの相談事業や河内地区子育て支援ネットワーク会議への参加から地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。子育てサロンにおいて、保育士によるミニ講座「うきうきタイム」で保育園での実践活動を紹介し、栄養士等によるミニ講座「給食室からこんにちは」で離乳食の紹介や育児相談を実施し、知識、技術や情報を提供して地域の子育てを支援している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育理念に子どもの最善の利益と人権尊重について明示し、園内研修で子どもの人権擁護について確認する機会を設け、朝礼時の唱和により意識の高揚に努めるなど、共通の理解をもつための取組が行われている。性差への固定観念を植え付けないよう心掛けており（出席簿の順列、ロッカー、行事の演目や役割の選択の自由等）、また文化の違いを尊重して外国籍の保護者の子どもも保育園に馴染んでいる。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「なかよし保育園におけるプライバシー保護に関する規定」に基づき適切に対応している。また、虐待対応マニュアルを定めており、虐待早期発見チェックリストに基づき、子どもの権利擁護に努めている。生活場面におけるプライバシー保護に関しては、シャワーカーテンやおむつ替えのスペースを設置し、土曜保育でトイレの仕切りのない乳児用のトイレを使う際には個別に誘導するなどの配慮をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> 市のホームページ等に保育園情報を掲載している。分かりやすい保育園のリーフレットを作成し、来園者や見学希望者へ配布している。月1回保育園見学日を設定し、入園希望者には見学をお願いしており、見学時に質問や相談に応じている（希望があれば見学日以外も柔軟に対応している）。また、子育てサロンにて市民説明会を開催している。3歳未満児を対象とした保育園体験（わくわく保育園体験）は、利用希望者の保育所選択に役立つ情報提供の場となっている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント> 入所説明会でパワーポイントを使い、重要事項説明書を説明し、その内容について保護者から同意書を提出してもらっている。利用内容の変更や支給認定区分の変更等については、その都度園長が個別に対応し書類の提出を求めている。3月末に進級時の持ち物の変更等を知らせ、年度替りの4月上旬の保護者会で進級時の説明を行うとともにクラス懇談会でクラス担任の紹介やクラスの方針等の説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント> 保護者の提出する保育施設等変更申請書により、保育所等の変更手続きを行っている。変更時の引き継ぎ文書については定型の書式はないが、公立保育園同士の転園では保護者の同意を得た上で健康診断結果や児童票が引き継がれる。また、支援の必要な家庭や</p>		

<p>児童については、保護者の同意を得て、園から転園先に引き継ぎ、関係機関（子ども発達センター、子ども家庭支援室等）からも転園先に引き継がれる。園の利用が終了した後に保護者等が相談するのは保育所として園長が対応することになるが、担当者や窓口は明文化されていない。担当者や窓口を明文化し、保護者へ周知することを期待します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント> 日々の保育の中で子どもの姿から満足度を把握するように努めている。個人懇談、クラス懇談、保護者会役員会等で意見を聞く機会を設け、4、5歳児の保護者を対象とした保育士体験の機会を利用して感想や意見を聴取している。行事の担当者が行事についての保護者アンケートを実施し、感想や意見等を取りまとめ、会議等で改善策などを検討している。今回の第三者評価の保護者アンケートの意向調査では保護者から様々な意見・要望が出されている。しかし、保護者アンケートは第三者評価と内部評価の年以外には行われていない。保育園独自に行事以外でも保護者アンケートを定期的実施することを期待します。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント> 宇都宮市の苦情解決に関わる要綱が定められており、苦情解決の体制が整備されている。重要事項説明書に要望・苦情等に関する相談窓口の記述があり、受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員、および受付後の解決方法が記されている。苦情相談窓口については園内にも掲示されており、周知に努めている。「ご意見箱」を園内2か所に設置している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント> 家庭連絡帳・連絡ノートを通じて日常的に保護者の意見・相談をいただいている。相談希望者には玄関横のアコーデオンカーテンで仕切られた相談スペースで対応し、相談しやすい工夫をしている。相談件数はクラス毎に集計しており、様々な意見・相談がなされており、平成29年度は実件数121件（延べ207件）あった。苦情相談窓口については前項に記した。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント> 相談、苦情、提言に対するフローシートがあり、内容に応じて適切・迅速に対応する体制ができている。また、その対応内容を解決例・困難例を含めて記録し、今後の問題解決の参考になるよう職員で共有化を図っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 保育所事故災害防止点検表や園庭安全点検表、職場巡視チェックリストに従い、定期的に安全点検を行い、事故や災害の防止に努めている。軽微な不具合はすぐに修理し、大きな破損は保育課に依頼して速やかに修繕している。ヒヤリハットは速やかに園長に報告</p>		

し、記録を4ヶ月毎に担当職員がまとめて分析し、職員間で共有して事故防止に努めている。事故発生時には安全管理マニュアルに従い、速やかに園長に報告し対応するなどしている。外部研修で事故防止・リスクマネジメント研修や救命救急法の研修を受けた受講者が報告し、資料回覧等により共有している。また、職員全員参加の救急法の園内研修を実施している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 各種の健康管理マニュアル、感染症マニュアルを作成し、職員に周知徹底している。子どもならびに職員は手洗いを励行し、園の訪問者にはアルコール消毒をお願いして、感染症の予防に努めている。看護師が週3日勤務しており、各保育室を回り園児一人ひとりの健康状態をチェックしている。感染症の流行期には嘱託医と連携し、メール等で保護者に情報提供を行っている。感染症発生時にはマニュアルに基づき消毒を徹底するとともに保護者にはメールおよび各クラスのお知らせボードで注意喚起をし、感染拡大を防ぐようにしている。衛生管理研修を受講した保育士が復命を行い、その内容を職員に周知している。また、全職員参加の嘔吐物処理の実技研修を行っている。改訂版の『保育所における感染症対策ガイドライン』に対応したマニュアル等の改定を行うなど、最新の知識に基づく対応に努めている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 地震対応マニュアルや災害時避難マニュアル等の安全管理マニュアルを作成している。年間計画に基づき避難訓練や防災訓練を実施し、その都度評価やマニュアルの見直しを行っている。各クラスに非常持ち出し用リュックを常備し、事務室には緊急連絡先や引き渡し確認書等を入れたリュックを準備している。災害時の避難場所を重要事項説明書の中で明示し、園内にも掲示して保護者への周知を図っている。メール配信システムの利用や「緊急時園児引き渡しについて」の確認により、災害発生時の対応が図られている。備蓄品はリスト化し、年1回在庫確認等を行い、非常時に備えている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」のもとに年齢毎の年間指導計画、月間、週間指導計画が作成されている。デイリープログラムに基づいて年齢毎のマニュアルを作成し、各クラスに掲示して周知し、標準的な方法で保育が実施されている。また、早番・遅番の保育士用のデイリープログラムも別途作成され、保育が提供されている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」および年齢毎の年間指導計画等については職員会議(正規職員と</p>		

<p>囑託職員が参加)で年度中間に評価・見直しを行い、年度末に再評価を行って、次年度の計画に反映させている。さらに、月間、週間指導計画は指導計画会議等において意見交換し、次の計画作成に反映させて、保育園全体で保育の質の向上に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント> 個人毎の児童票を作成して入所時から退所時まで定期的にアセスメントを行っている。指導計画会議を開いてクラス毎の指導計画を作成し、各年齢で担当保育士の間ですり合わせをしながら指導計画の見直しをしている。3歳未満児については個別の指導計画を作成している。障がいのある子どもについては専門機関から必要に応じてアドバイスをもらって個別の指導計画を作成し、ケース会議でアセスメントを行い、指導計画を見直している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 年間指導計画は半年毎に、月間指導計画は毎月、週間計画は毎週、評価・見直しを行い、次の計画に繋げている。幼児指導計画会議・3歳未満時指導計画会議は月1回、発達支援児ケース会議は奇数月に開催し、指導計画の評価・見直しを行っている。デイリープログラムのマニュアルは年度末に見直しを行っている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント> 全園児の個人別の児童票を、障がいのある子どもについては発達支援児保育経過記録を作成して、定期的に発達状況のチェックや生活状況の記録等を行っている。児童票の作成は「児童票の書き方マニュアル」に従い、統一した様式・作成要領で適切に記録されるよう工夫している。子どもに関する報告は朝夕のミーティングおよび各種会議で行われ、その内容は子どもノートに記載し、職員間で情報の共有を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント> なかよし保育園個人情報保護の方針に従い、子どもに関する記録の管理を行っている。個人情報に関わる取扱いについては、新年度準備日等に職員間で確認し共有化している。また、個人情報の開示は宇都宮市情報公開条例に従って行うこととなっている。個人情報の記された書類の入ったキャビネットや書庫およびパソコンの保管場所は夜間必ず施錠している。全てのパソコンは市のネットワークを介して外部と繋がっており、市のファイアウォールで守られており、かつ、職員証カードとパスワードで管理されている。また、宇都宮市 USBメモリ取扱要領により、個人・外部の USB メモリは使わないこと、園の USB メモリは管理簿で管理すること等、使用方法や管理方法等が定められている。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉠・b・c
<p><コメント> 保育所保育指針改訂に基づき、前年度までの「保育課程」をもとに園独自に全職員が参加して「保育の内容に関する全体的な計画」の作成に取り組み、5月に市保育課へ提出している。「全体的な計画」は、園の事業の目的、保育理念、保育方針、保育目標に基づき、子どもの発達過程と地域の実態を踏まえ、養護と教育、健康支援、食育の推進、災害への備え、子育て支援、小学校との連携、職員の資質向上等の方針を、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう作成されている。次年度からは、市保育課作成の「全体的な計画」を使用していく。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
<p><コメント> 毎日、「保育環境チェック表」により、各クラスで午前・午後に温度、湿度、換気を確認・記録し、子どもが心地よく過ごせるよう環境を整備している。また、「保育園事故災害防止点検表・トイレチェック表・園庭安全点検表」などにより、園舎内外の環境整備を行っている。さらに、園独自の取組として、保育士同士で他クラスの環境整備について「職場巡視チェックリスト」に基づいて半年毎に点検し、意見を交換し合い、より良い環境整備に繋げる取組を行っている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 児童票や個人懇談、家庭連絡帳、子どもノート、日々の保護者との対話などを通して、子ども一人ひとりの発達過程や個人差、家庭環境等の理解を深めるよう努めている。一人ひとりの子どもを受容するための、子どもの援助・配慮などが年齢毎の年間指導計画に記載され、月間指導計画へと繋げ、それぞれの子どもの状態に応じた保育を行っている。毎月、幼児指導計画会議、3歳未満児指導計画会議を行い、各クラスから情報を出し合い、子ども一人ひとりの受容に繋げている。また、園児の情報を共有するために園独自で「子どもノート（家庭状況、感染症、苦情、相談、提言などを記載）」を作成し、職員の共通理解を深めて子どもの状態に合わせた保育に繋げている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 年間指導計画に基づいた各年齢で身につける基本的な生活習慣について、発達状況、家庭環境等に配慮しながら個別に援助を行うとともに、クラスの状況に応じて月間指導計画に反映している。また、基本的な生活習慣を絵（お箸のしまい方の手順など）や支援ツール（タイムタイマーやチャイムなど）で分かりやすく示し、子どもが自分でやろうとする気持ちを育てている。園での取組や家庭での様子を送迎時や個人懇談などの機会を通して保護者と情報交換し、個々に応じた基本的な生活習慣が習得できるよう家庭と連</p>		

携して進めている。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉑・b・c
<p><コメント> 「楽しく遊んで体づくり計画」が作成され、年齢毎に遊びのねらいや体験したい項目が示されており、前期・後期で項目チェックを行い、子どもが主体的にいろいろな活動が体験できるよう配慮されている。また、幼児組の各クラスを4グループに分けた縦割りのグループ活動を概ね週1回行い、グループ毎の集団活動や異年齢児との遊びや生活を楽しんでいる。また、地域の高齢者とのふれあい会や農家の協力でのサツマイモの苗植え・芋ほり・焼き芋会やイチゴ狩り等での食育体験をし、自然との触れ合いを深めている。さらに、ボランティアによる「歌って遊ぼう」や「お話の日」等が定期的開催されるなど、地域の人たちに接する機会、豊かな社会体験が得られる機会となっている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 家庭連絡帳や送迎時の保護者との会話等で、園生活や家庭での様子を伝え合い、成長発達の姿を共有するとともに、家庭での育児の支援へと繋げている。看護師や調理員と連携し一人ひとりの発育状況等に合わせた離乳食献立が作成・提供されており、月1回給食会議を開き個々への対応を検討している。入所面談の時に、家で食べているものを「食材チェック表」で確認してもらい、それ以外は園では提供しないようにするなど、安全を重視して個々の献立に反映している。また、「0歳児健康観察票」により午睡時には10分毎のブレスチェック、日に3回の検温を行い、個々の健康管理に努めている。0歳児室の出入りは、職員と0歳児の保護者に制限するなど特に衛生面に配慮している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 園児と保育士との安定した関係の中で個人差を考慮しながら探索活動が十分に行えるよう、安全な環境を整えている。家庭連絡帳や送迎時の保護者との会話の中で園生活や家庭での様子を伝え合い、成長発達の姿を共有するとともに、家庭での育児を支援できるよう努めている。0、1歳児は、子育てサロンの利用者が少ない時等に担任が何人か連れて遊びに行くなど、サロン利用者や一時保育利用者との交流を積極的に行っている。2歳児は人数が多いため2クラスに分かれての保育となっているが、年度後半からは幼児組への進級に向けて徐々に移行を図っている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 年齢毎の指導計画と「楽しく遊んで体づくり計画」をもとにその年齢毎の発達の特徴を踏まえ、生活と遊びを通して友達と一緒に活動し、協同して遊びが展開できる段階に至るよう環境を整え援助している。各クラスを4つのグループに分けた異年齢児・縦割りの保育活動(散歩、運動会、歌集会、戸外集会、お誕生会等)を通して年上の子への憧れや年下の子をいたわる思いやりの気持ちを育み、仲間意識の芽生え、遊びや生活習慣</p>		

<p>の伝承等が自然な形で伝わり、子どもたちが自主的に遊びを発展させている。毎年、河内地区の福祉祭りに、幼児の共同制作作品等を出品し（今年は2m大の張子の鯨を出品）、園の取組を地域へ発信している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 個別に「前期・後期の指導計画」と「発達支援児保育経過記録」を作成し、園児一人ひとりに応じた支援や保育に当たっている。2ヶ月毎にケース会議を開き、経過報告、評価と課題、家庭との連携、関係機関との連携などについて話し合い、園全体での共通理解と周知を図っている。保護者とは送迎時だけでなく、2ヶ月毎に園独自の「支援児連絡票」により子どもの様子や変化、家族の感想や思い、相談したいこと、専門機関での養育の様子などを情報交換し保育に活かしている。また、全保護者に子ども発達センター相談事業等について案内チラシを配布し、日頃の子育ての悩みや困り事はないかなど職員から声かけするなど、子育て悩み相談についての情報提供をしている。職員は研修会に参加し、支援を必要とする子どもの保育について必要な知識や情報等を学び、園内にて研修報告を行い、職員間で情報共有を図っている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 早番・遅番のデイリープログラムが作られており、その流れ・時間に沿っての保育活動、保育者の働きかけと配慮等が細かく示され、環境整備、安全等について十分配慮された保育を行っている。また、玩具の大きさ（500円玉以下の大きさの遊具は危険等）や固さ、種類等に配慮しながら安全な保育に当たっている。怪我や体調の変化、連絡事項については「健康観察連絡簿」に記入し、早番や遅番の引き継ぎの際には、正確に伝え合うようチェックするなどの確認を行っている。また、その日の保育活動を各クラスのお知らせボードに書き、連絡事項を掲示するなど保護者への情報提供を図っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 「全体的な計画」の中に「小学校との連携（接続）」「小学校以上との連携に鑑みて」などの指導計画が作成されている。指導計画に沿って遊びや生活の中で文字や数字、標識、時間などに興味や関心を深め、集団活動の中での役割分担など目的を持って小学校への移行が円滑に行われるよう指導計画を作成し保育を行っている。1月には小学校交流会で小学校を訪問し1年生に校舎内を案内してもらうなど、就学への期待感を育む取組がなされている。小学校の入学式や運動会に園長や職員が招待され訪問するなどの交流が図られている。卒園児一人ひとりに「保育所児童保育要録」を作成し、入学予定の小学校へ送付するとともに小学校教員との情報交換を行い就学に向けた小学校との連携を図っている。保護者には入学に向けての保育園の生活の様子や就学に向けての話等を行って保護者の入学への相談、不安解消に繋げている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c

<p><コメント> 「年間保健計画」に基づき、年間を通じて子どもの安全と健康の確保に向けた取組を行い、季節に応じた保健だよりを隔月配布し、保護者への情報提供を行っている。入園・進級時には保護者から「緊急カード」で既往歴や予防接種の状況、乳幼児健診等、健康に関しての子どもの情報を提供してもらい、園と家庭で情報を共有しながら子どもの健康保持に努めている。看護師が各保育室を回り一人ひとりの健康管理を行い、感染症が発生した時には各クラスのお知らせボードに発生状況を掲示し注意喚起をし、各クラスに嘔吐物処理用バケツや薬品を常備して即対応できる体制を整えている。「健康管理マニュアル」、「受け入れ時・降園時対応健康状態観察マニュアル」、「健康観察簿」、「感染症対応マニュアル」、「嘔吐物の処理方法」等の各種マニュアルが整備され健康管理に繋げている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<p><コメント> 年2回、健康診断・歯科健診・尿検査を実施し、結果については紙面で保護者へお知らせし、結果に応じて治療等を推奨している。また、幼児会議と3歳未満児会議において職員間の共通理解を図り、保育へ反映させている。全園児の受診結果は市の保育課へ報告している。当日欠席などで受診できなかった子どもについては、嘱託医の協力を得て、後日受診できる仕組みが構築されており全員受診に繋げている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに適切な保育対応を行っている。アレルギー対応食が必要な場合は、保護者から「アレルギー対応同意書」を提出してもらい、医師の指示に基づいて栄養士が除去代替え献立を作成し保護者に確認してもらって提供している。また、その内容は調理員と担当職員による毎月のアレルギー会議で確認している。保護者の了解のもと、各アレルギー児専用のトレイ、食器、布巾を使い、サインプレートを付けて全ての職員にアレルギー食対応児であることが分かるようにし、誤食が無いようにしている。また、事務室薬品庫に「アレルギー対応マニュアル」と誤食時の薬などが個人別のバインダーに用意されており、担任以外でも緊急時には即対応できるよう備えられている。慢性疾患等のある子どもに対しては保護者からの「与薬依頼書」により対応している。また、アトピー性皮膚炎等のアレルギーのある子どもに配慮し、刺激の少ないハンドソープを使用するなどの配慮をしている。</p>		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
<p><コメント> 「年間食育計画」・「年間食育活動計画」が作成され、月齢・年齢毎に4期に分けての目標・活動内容を計画し、食に関する豊かな経験ができるよう保育計画の中に位置づけた取組に繋げている。給食室との連携の中で、調理体験、バイキング、どこでもランチ、会食等を行い、保育参観時には親子クッキングや給食試食など親子で食育体験する機会を設けている。隔月の給食だよりにて保護者に向けて季節にあったレシピや食育について知らせている。また、その日の給食とおやつ（実物）を、迎えの保護者が通る事務室脇のサンプルケースに展示し、給食に使われた各食材の産地を日本地図で示すなど工夫した掲示を行っている。</p>		

A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	㉑・b・c
<p><コメント> 「年間食育計画」を4期に分けて、月齢・年齢毎に年・期間目標が系統立てて作成されており、保育に位置づけられている。安心・安全な食材提供のため、月1回の食材(野菜)と1週間分の調理済給食の放射性物質の検査を年1回行い、結果を園内に掲示し、市ホームページで周知している。調理員は「衛生管理マニュアル」に沿って調理を行い、職員が検食をし、日々の「検食簿」に食事毎の評価等を記録している。また、毎日の終礼でその日の給食やおやつの喫食状況、気付きを話し合い、それをもとに毎月の給食会議を行って、その結果を市の保育課へ提出し、保育課が作成する献立などに反映している。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑪	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 年度初めにクラス懇談会を開き、その年齢の特徴、生活の目標などを分かりやすく説明している。保育士は保護者と送迎時に会話をするよう心がけ、情報交換に努めている。0、1歳児は家庭連絡帳により毎日、2歳児以上は連絡ノートにより適宜様子を知らせ合っている。各クラスのお知らせボードに保育のねらい、週の活動予定・目標、毎日の活動の様子等を掲示し保護者への理解を図っている。保育参観、夏祭り、運動会、発表会、保護者の保育士体験等の保育参加の機会等を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるようにしている。個人懇談を行い、家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて児童票に記録している。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑫	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 1歳児からは毎年個人懇談を行っており、事前アンケートで質問・相談内容を出してもらっているが、家庭のこと、子どものこと等、悩みを聞いてもらうことで満足に繋がる例も多い。相談を受けた場合は児童票や子どもノートに記載し職員間で共通理解を図り、必要に応じて園長や主任に報告して園全体で適切な対応や支援ができるよう努めている。また、内容によっては、児童相談所、宇都宮市子ども家庭支援室、子ども発達センター、嘱託医と連携を図り、保護者が安心して子育てができるよう、必要に応じて保育や家庭支援を行っている。</p>		
A⑬	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

〈コメント〉 「重要事項説明書」の中で、虐待についての園での対応を説明している。各クラスには「虐待対応マニュアル」、「早期発見チェックリスト」が常備され、速やかに確認、対応できるようにしている。また、登園時や着替えの時などに不審な傷やあざなどがいないかなどさりげなく観察し早期発見に努めている。疑わしい様子が見られた場合には、すぐに園長、主任へ報告し、関係機関と連携して適切な対応ができる体制となっている。職員が虐待防止研修に参加し、園内研修にて復命を行い、虐待早期発見や予防に努めている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c
〈コメント〉 園で編集した「自己評価チェックリスト（134項目）」により年2回定期的に自己評価を行い主任に提出している。主任は結果をまとめて傾向を分析し会議にて検討し合い、自らの保育の振り返り、保育園全体としての保育の改善や専門性の向上に繋げている。		